

図書編集委員会規定

平成 26 年 2 月 28 日制定

(目 的)

第 1 条 この規定は、図書編集委員会（以下、委員会という）の組織、業務および運営について必要な事項を定める。

(構 成)

第 2 条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) コンクリート工学編集委員会委員長
 - (2) コンクリート工学論文集編集委員会委員長
 - (3) 文献調査委員会委員長
 - (4) Journal of Advanced Concrete Technology 編集委員会委員長
 - (5) 委員長が指名する委員若干名
2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

(委員長)

第 3 条 委員長は、図書編集担当理事であるコンクリート工学編集委員会委員長とする。

(業 務)

第 4 条 委員会は、次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、理事会に付議することができる。

- (1) コンクリート工学誌に関する事
- (2) コンクリート工学論文集に関する事
- (3) 文献調査に関する事
- (4) Journal of Advanced Concrete Technology に関する事
- (5) その他必要な事項

(運 営)

第 5 条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(改 廃)

第 6 条 この規定の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

付 則

1. この規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。